

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会

日時：令和5年4月27日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 受理報告

「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書
外11件に係る報告

2 その他

「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る
事業者説明

【審議資料】

資料1 受理報告

資料2－1 日本エコモス国内委員会に対する指摘と事業者の回答

資料2－2 審議会委員からの意見と事業者の回答

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	玄委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
		渡邊委員

(18 名)

事務局 長谷川政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長

受 理 報 告 (4 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年3月27日
2 変 更 届	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	令和5年2月27日
	(仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画	令和5年3月16日
	都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業	令和5年3月20日
	(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業	令和5年3月23日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和5年3月22日
	(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業	令和5年3月23日
	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	令和5年3月24日
4 工 事 完 了 届	東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	令和5年3月27日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
4 工 事 完 了 届	臨海部幹線道路建設事業及び臨海部幹線開発土地区画整理事業	令和5年3月28日
	目黒清掃工場建替事業	令和5年3月30日
	白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業	令和5年4月3日

受 理 年 月 日
令和 5 年 3 月 27 日

「(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、その寄与率は高く、A-2地区と接する南西側敷地境界付近で環境基準上限値となるなど大気環境への負荷も高いことから、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行すること。また、その他の環境保全のための措置についても徹底を図り、工事施行中の環境への影響の低減に努めること。	環境保全のための措置に、施工業者に対して、排出ガス対策型建設機械の使用等、予測の前提とした環境保全のための措置を確実に履行するよう指導する旨を追記した。 (本編 109 ページ)
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、騒音・振動レベル合成量が最大となる工事着工後 25 ヶ月目で予測しているが、計画地北西側及び北東側の敷地境界付近は道路幅員が狭く、住居が近接しており、解体工事時等も含めた工事期間全体において騒音・振動の影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、環境への影響の低減に努めること。	環境保全のための措置に、施工業者に対して、解体工事等も含めた工事期間全体において、環境保全のための措置を徹底するよう指導する旨を追記した。 (本編 152 ページ)
風環境	風環境の予測結果では、敷地内及び敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	環境保全のための措置に、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて適切な追加対策を講じる旨を追記した。 (本編 247 ページ)

3月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和5年3月22日

■変更届

（1）事業名：北清掃工場建替工事

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項 目	助言事項	回答
騒音・振動	1 工事期間中の建設機械の最大稼働台数や種類および工事用車両の最大走行台数、工事完了後の施設稼働条件とごみ収集車両の走行条件が、本事業の工期延長に伴う変更（変化）がないのであれば、これらの騒音・振動の再予測を行わないことは理解できます。 しかし、ここで大きな疑問があります。本編6頁の建替事業の工程を変更前後で比較すると、事業年度の令和7年度～8年度の「解体工事・土工事」と「く体・プラント工事」の重複期間が異なります。これは「く体・プラント工事」期間が延長された為ですが、資料編2～3頁（変更後）と4～5頁（変更前）の種別・台数に関する詳細な一覧表を比較すると、変更前後で工事用車両の種別・台数、建設機械の種別・台数、いずれも同じであることが分かります。今回の工期延長に依って、変更前に予定されていなかった（令和7年度の）「く体・プラント工事」関係の工事用車両や建設機械の投入による変化が見当たらないのは何故でしょうか。これらの種別や台数が全く変動しないような工事計画が可能なのでしょうか。	工期延長の理由となります地盤の一部かさ上げ工事は、工事開始56か月目～67か月目の12か月間、p6表5-1の外構工事が延びた部分に該当し、それに伴う体・プラント工事でも令和11年度半ばまで延長となっています。 しかしながら、今回変更届及び事後調査計画書を作成する中で、評価書（評価書案）で作成した工事工程（評価書p34、表6.3-1）に誤りがあることが判明しました。そのため、上記変更部分以外の工程も併せて評価書から変更しています。細かいところでは、「準備工事」「解体工事・土工事」の開始時期や、「解体工事・土工事」の終了時期を変更しています。 今回ご質問いただいた令和7年度～8年度の「解体工事・土工事」と「く体・プラント工事」の重複期間につきましても、「く体・プラント工事」の開始時期が評価書案の段階で誤りであったことから変更したものです。く体・プラント工事の開始時期は、正しくは工事開始28か月目（令和7年6月）となり、これは、資料編p2の建設機械稼働台数におけるコンクリートポンプ車が28か月目から投入されていることから読み取ることができます。 これらの工程の誤りの修正については変更届の中で触れておらず、誤解を招く表現となっていたため、変更届に説明を追記させていただきます。